

# 令和元年度 第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

## 議事録

開催日時：令和元年10月3日（木）午後7時～午後8時15分

開催場所：尾鷲市立中央公民館 1階 視聴覚室

委員数：15名

出席委員数：14名（欠席1名）

副市長 出席

事務局出席者：10名

### 【会議内容】

#### 1. 開会

（課長）

本日はご多忙のところ、夜遅くにお集まりいただき、誠にありがとうございます。

定刻よりも早いのですが、皆様お揃いですので、ただいまから、令和元年度第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

続きまして、本会議の成立の可否についてご報告申し上げます。

ただいま、ご出席いただいております委員の皆様は、15名中14名でございます。本日の会議につきましては、尾鷲市国民健康保険規則第3条に規定する開催の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、尾鷲市国民健康保険規則第4条第1項の規定に基づき、議事の進行を会長に代わらせていただきます。

会長よろしく申し上げます。

（会長）

皆様こんばんは。ただいまから私が議事の進行をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

事項書に基づき、会議を進めてまいります。

#### 2. 副市長挨拶

（会長）

まず、藤吉副市長よりごあいさつをお願いします。藤吉副市長よろしく申し上げます。

（副市長）

皆様こんばんは。副市長の藤吉でございます。本日はご多忙のところ、夜分お疲れのと

ころ、さらに雨の激しく降る中、令和元年度第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

委員の皆様には日頃から国民健康保険事業の運営につきまして、ご支援、ご協力を賜わっていることに厚くお礼申し上げます。

さて、前回、8月30日の第1回目の運営協議会においては、今後3年間の「国保財政の見通しについて」お示しし、国保会計の収支バランスが損なわれている状況にある中で、国民健康保険税率の見直しを検討していきたいとご説明させていただきました。委員の皆様さまからも様々なご意見を頂戴したところでございます。

本日は、前回の内容に基づき、その不足分を補うための具体的な税率案をお示しさせていただきます。

なお、国民健康保険税の算定は、非常に複雑です。所得の低い世帯の方に対しては、国民健康保険税を安く算定できる制度もあります。また、所得などに応じた負担を応能負担、加入者1人当たりに応じた負担などを応益負担と言いますが、それらの負担割合をどうするのかなど、市役所の中で、私を中心に、市民サービス課を事務局として、税務課など、庁内で協議・検討した結果が、今回の具体的な税率案となります。

また、具体的な税率案だけでは分かりにくいいため、その税率を適用した場合のモデル世帯の税額なども本日は具体的にお示しさせていただきます。

前回の内容に加えまして、具体的な税率案やモデル世帯の税額の試算などもご覧いただきながら、国民健康保険税率の見直しについてご議論いただければと思っております。詳細は、このあと、事務局から説明させていただきます。

委員の皆様さまにおかれましては忌憚のないご意見、ご質問を賜りますこと、また、今後ともご指導・ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 議事録署名委員の指名

会長より議事録署名委員を選出し、両委員とも議事録署名を受諾。

### 4. 前回の議題「国保財政の見通しについて」に対する質問

(会長)

次に、本日の議題「国民健康保険税率の見直しについて」に入る前に、前回の運営協議会において、事務局より、今後3年間の国保財政の見通しについての説明を受けましたが、その内容について、何かご質問等ございませんでしょうか？

(委員)

私出られなかったもので、後で説明を受けたんですけども、3年間で1億いくらやったですか、不足するという根拠がもうひとつ分かりにくくて、あの中にはいわゆる調整基金の1億いらいがありますよね、それがどないなっていくんかというのが気になって。赤字、3年間の根拠がちょっと私にはまだ、詳しいもんですから、ピン트가はずれとるかもしれんのですが、ちょっとそこらへんだけ気になりました。

(会長)

それでは事務局の方、説明をお願いいたします。

(事務局：市民サービス課)

ご不明な点という、こういった点になりますでしょうか？

(委員)

根拠を示す資料はどの資料やったかな？

(事務局：市民サービス課)

資料としては、全てが不足額の資料となっております。主になってくるのは、(前回の)資料③の国民健康保険事業費納付金の見込みが費用の大半を占めておりますので、この部分になります。

(委員)

3年間で、いくらっていう額が書いてある資料。

(会長)

第1回目の時の資料③ですね。

(事務局：市民サービス課)

今日の資料も、1ページに書いてあるのですが、前回の資料でいきますと、資料②の21ページ、右下、約1億6,100万円不足する見込みですと書いてあるこれでしょうか？

(委員)

これなんですけれども、(前回の)資料①の4ページに、平成30年度から令和元年度への繰越、3,542万3,000円というのがありますよね。

(事務局：市民サービス課)

はい、平成30年度決算ということですよ。

(委員)

はい、余った金ということで、今まで、国保会計予算を作るときに、1億何千万円の基金から取り崩して、1年間頑張って余った金を基金に戻すという感じで。この表を見てみると、ずっと、1億いくらがキープされとるわけね、基金が。基金が減る減るって言われるけれども、その根拠が分かりにくい、基金が枯渇するということ。30年度から令和元年度に3,542万3,000円を繰り越し、これだけ余ったわけで、これを基金に戻す、それが枯渇していくということがちょっと分かりにくくて、単年度で計算すると、4,000万くらい赤字やわね、それを基金を崩して入れてやってみて頑張って余らすという感じ、1億いくらの赤字というのは、基金がどのくらい取り崩して、全然戻ってこんという判断なんやよね、違うんですか、1億6,000万円の赤字の根拠、財政調整基金との関係。

(事務局：市民サービス課)

まず、財政調整基金なんですけど、令和元年度の、今年度の9月補正の時点で、残高が約8,000万、12月補正でも減額がちょっと想定されています、取り崩しが若干出るであろうという予測をしております。ですので、今年度においては、1億円という数字には到達はしないと考えております。

それから、過去の基金残高の増減との、今現状との一番の違いは、国庫補助金の大変大

きな額が市ではなく、県に一括して入っているというところですが、ここ数年の国保財政においては、当初予算の中で、相当多額の財政調整基金を取崩している、それで当初予算を編成している、その中で、そこが余ったので積戻しをするという形になるんですけども、プラスマイナスをすると、先ほど言われたとおり、単年度でいけばマイナスです。

(委員)

それまで、平成30年度まで、ずっと横ばい、1億円くらいできとったんが、令和2年度から4年度までの3年間でガタガタって減る、基金がなくなるということやろ、そない情勢が悪いというふうには見えんのやけども。加入者は減っていくけども、医療費も減るわけで、そこら辺がちよっとおかしいんやないかな、そないにガタガタって減っていくもんかな、基金は。

(事務局：市民サービス課)

確かに、30年度末の基金残高は1億2,800万、しかしながら、29年度末の基金残高は4,900万ということで、年度によって、一定で1億円以上あったということではなくて、例えば、29年度では5,000万弱しかなかった、その年度では、財政調整基金を相当額取り崩したので5,000万であった、その部分が、30年度にはプラスになって1億2,800万になったというところなんですけれども。継続的に、1億円ずっとあったということではありません。

(委員)

それは分かる、資料①の最後のところで説明してくれてあると思うんやけども、この年度末残高が1億円ずっとある、取り崩して戻して取り崩して戻して、結果的には、年度末の残が26年度から1億円超して、それが令和2,3,4とガタガタって減っていくと、枯渇するとは到底思えんのやけど。それが、去年から、県が、納付金は我がらで決めれんで、県からやってくるわけで、県の運営方針を見よると厳しい、何のために三重県一つになったかという点で、同じ国民健康保険税、国保を守るという立場、これ見よると、ともかく赤字なくせ、医療費減らせと、現地の、尾鷲市の、各自治体の職員、大変やと思うんさね、そういうことがあって、これ私、うがった見方なんやけども、これからかなり国保の、今まで尾鷲市だけやったけども、県全体でやってきて、国の方針としては医療費を減らせということですから、厳しい中で、保険料も一応向こうから、県が尾鷲市の保険料こういう計算でって出てきとるわね？

(事務局：市民サービス課)

標準保険料率のことですか？

(委員)

そのまねはせんでもよいわけやけども、それに近づけよという話になるもんでね。ということは、これから非常に厳しくなってくる、指導が。そういう点で、ちょっと安全を考えて今上げとかな大変なことになるという印象を、これ、うがった見方かもしれんけど、感じがする、そうじゃないんですか？

(事務局：市民サービス課)

その点においては、平成23年以降値上げをしていないという尾鷲市の状況を考えると、

相当低めにみてあります、逆に厳しいくらいに、今後の費用を少なめにみてあるつもりです、余剰を取った場合、値上げをした時に、お金が余るというようなことは、納税者の相当なリアクションを覚悟する必要がありますので、余剰はでないようなギリギリ低い数字で費用額を見込んでおります。なので、今後のことを考えて、余りを作って安定的な財政をというよりも、ギリギリ見込めるだけ低い数字で見込んだ数字がこの数字になっています。

(委員)

結局、財政調整基金が令和4年度には枯渇すると、このままいったら大変なことになりますよと言われればやわね、26年度からずっと、1億円できとったのが、結果として、年度末残高があったのが、令和2年から4年の間に1億6,000万赤字になる、財政調整基金もガタガタと減っていくという認識でしょ？例えば、令和4年の時の財政調整基金は残らんと、ほとんど残っていないという説明やないですか？そんなにガタガタいくんですか？そこが納得いかんのですが。

(事務局：市民サービス課)

県から言われてくる納付金の額が、例えば、今と一定で同じ数字であれば、来年度、再来年度早々に、財政調整基金は枯渇いたします。

(委員)

ということは、赤字になるということやね、国保財政は、国保の予算は。

(事務局：市民サービス課)

ですので、納付金の額をどういうふうに見込むかという中で、被保険者数の減少であったり、それ以外に増加の要因としては、1人当たり医療費の増加等も勘案しながら、極力ギリギリの数字で見込んだところ赤になる、それでもやはり赤になるという数字です。現状の県から来る納付金の額、それがそのまま変わらずにいけば、令和2年か3年度の当初予算は編成することができないんじゃないかと考えています。

(委員)

令和2年度から4年度までの納付金からずっと見とると、そんなにガタンと下がったり、上がったり、だいたい同じくらいできとる。今の説明で、財政調整基金、1億いくらが枯渇するということは納得できん。私の理解不足かもわからんけども、それだけちょっと発言させてください。

やっぱり、消費税が上がったしね、国保税というのは皆さん関心がものすごく高くって、払うのに大変やっという事で、後でまた聞きたいと思いますけれども、こういう厳しい中で、短期の保険者証や差押えがどないなっとんのか、これが増えるんじゃないかということ非常に心配しとるんですけれども、値上げの幅なんかも含めて、後で。

(会長)

ありがとうございました。他に何かご意見は？よろしいでしょうか？

## 5. 議題1

### 国民健康保険税率の見直しについて

(会長)

それでは、本日の議題であります「国民健康保険税率の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

(事務局：税務課)

それでは、国民健康保険税の税率改定案についてご説明させていただきます。配布済み資料（本日の資料）44ページをご覧ください。

国民健康保険税率の見直しについてという資料です。44ページをご覧ください。表になっております。よろしいでしょうか？

これは、国保税の税率の比較表であります。

先ほど副市長の方からも説明させていただいたんですけれども、先般ご説明させていただきました財政見直しでの必要とされる国保税収を確保するため、税務課で税率を試算した結果、この表の通りとなりました。

一番上の表をご覧ください。これは、本市の国保税の現在の税率表であります。

ここで、国保税について、少し補足説明させていただきます。

表のとおり、国保税の税率は3つの区分で構成され、それぞれ計算を行い、合算して課税されます。

まず、医療分というのは、医療費に関係する負担分、後期高齢者支援金分というのは、後期高齢者医療保険の方へ拠出するために必要な分、介護分というのは、介護保険の方へ拠出するために必要な部分です。この3つの区分のうち、介護分だけは、年齢40歳以上65歳未満のみの方が課税対象となりますので、かからない世帯（課税されない世帯）もあります。

また、具体的な、本市の国保税の課税方法は4方式といたしまして、今申し上げた3つの区分ごとに、①所得割、②資産割、③均等割、④平等割をそれぞれ積算いたします。所得割といいますのは、加入者の所得に税率をかけて計算します。資産割といいますのは、加入者の固定資産税の税額に税率をかけて計算します。この2つの区分は、本人の能力に応じて負担するところから「応能割」といいます。

次に、均等割といいますのは、加入者数に応じて計算されます。なので、世帯員が2名の場合はこれに2をかけます、1人世帯であればこの金額となります。平等割といいますのは、1世帯あたりの額で、定額でこの金額が課税されます。これら2つの区分は、被保険者一律でありますので「応益割」といいます。

具体的な国保税の金額については、それぞれの世帯、それぞれの方ごとに、この表の税率をかけて計算されますので、個々の条件により、金額はバラバラとなります。

次に2段目の表をご覧ください。これは、改定案の税率表であります。

なお、税率の検討にあたっては、現在の税率を基本に、従前からある地方税法での基準、応能応益を1対1にするという基準がありまして、それを基本にして、国保税の所要額を確保するために試算した結果であります。

なお、応能応益を1対1にすると申しましたが、応能割のうち資産割の方は据え置きと致しました。

資産割は、県内でも賦課していない市町も多くあり、又、今後、年度等については全く決まっていますが、県一元化の流れの中では、将来的には、税率の統一、県内であれば同一世帯、同一所得であれば同じ金額に県内統一をする方向性はあるとのことから、もしそうなった場合、3方式課税、資産割は賦課しないこととなる見込みが濃厚であるため、

今回は据え置きと致しました。

県内市町では先駆けて、4方式から3方式に変更をしている市町もありますが、本市におきましては、合算所得が県内でも低い方の割合も多く、資産税割についても従前から相当程度負担してもらっているところから、仮に資産割を取りやめ、3方式に変更した場合、納税者個々の税額が激変することが見込まれますので、据置きが妥当であるとの結論になりました。

なお、具体的には、数パターンでの試算結果をたたき台に、副市長を委員長とする市関係部署で組織している尾鷲市国保事業健全化委員会でも議論した結果、この税率の算出方法が最善であると結論されておりますので申し添えます。

3つ目の表をご覧ください。現行の率との差額を表しています。

ご覧のとおり、医療分については、所得割で0.77%、均等割で1,600円、平等割で1,600円、後期高齢者支援金分については、所得割で0.23%、均等割で1,300円、平等割で1,300円、介護分については、所得割で0.65%、均等割で3,800円、平等割で3,000円の増額が必要という結果になりました。

次のページ、45ページをご覧ください。これは、1人当たりの課税額の比較表であります。これは、単純に税収を加入者数等で割った平均値、1人当たり、1世帯あたりどのくらいの負担をしていただいているかの、目安の金額、平均の話でありますので、その点にご留意下さい。

現行、1人当たり7万5,728円が変更した場合、1人あたり8万5,095円となります。1世帯あたりの課税額では、11万3,092円が12万4,358円ということとなります。表の右側のとおり、1人当たりで増加額が9,367円、増加率は12.37%、1世帯あたり増加額は1万1,266円、増加率は9.96%となります。

次に実際の具体的な影響額について、何パターンかお示しします。

46ページをご覧ください。これは令和元年8月末の本市の国保加入者の世帯の内訳表であります。表の右下をご覧ください。3,296世帯の国保加入世帯の所得や世帯員数等での分布がわかる内訳表であります。表の左側の縦軸をご覧ください、世帯の合算所得の区分で分けてあります。これを、表の横軸に、国保の世帯人員数1人世帯から5人以上世帯まで区分し、さらに介護分負担の対象者数で更に細分化した表であります。

ご覧のとおり、本市におきましては、所得、合算所得300万円以下の階層の方の割合が非常に高く3,296世帯のうち、3,086世帯、9割以上が300万以下の階層であります。その中で、比較的多い階層について、番号を振りました。①が合算所得33万円未満の、1人世帯で、介護課税対象者なしの場合が853世帯、②が同じく、その人が介護課税対象の場合で394世帯となっております。

以下⑩までの比較的多い階層について、番号を振り、その階層の中でのモデルケースの計算例を作成しました。

次のページをご覧ください。ケース①をご覧ください。

これは世帯構成1人、年齢70歳、収入状況が年金収入150万円の世帯では、税額1万6,800円が1万8,400円に、1,600円の負担増となります。伸び率9.52%となります。

以下ケース⑩まで、それぞれの階層の中でモデルケースを作成し、内容はご覧のとおりです。ただ、注意をしていただきたいのは、その階層の中のモデルケースでありますので、

その階層の中の全てのものではありませんのでご留意のほどお願いします。

なお、先ほどお示した、1人当たりの増加率12.37%や1世帯当たりの増加率9.96%よりも高い伸び率となっているケースが多く見受けられます。

これにつきましては、国保税については、課税の上限額が定められておりまして、例え、高額所得の方であっても、限度額以上には賦課されないということになっておりますので、そういう方たちについては、税率改正を行ったにしても、課税額が変わらないということになりますので、その高額所得というのは、限度額を超えている以外の世帯の方にしわ寄せがいつてしまうということになりますので、それ以外の世帯の増加率が先ほどお示した平均の伸び率よりも大きくなる傾向がありますのでこういうふうな形になっております。

税率の試算結果については以上であります。参考に、県内他市の状況について、若干補足を申し上げます。

28ページをご覧ください。これは、令和元年度の三重県の市町別の国保税・料の税(料)率一覧であります。

ご覧のとおり、課税方式も資産割を課税していない3方式のところや、本市のような4方式のところがあり、さらに医療分、後期高齢分、介護分と細分化されておりますので、非常に複雑でありますので、この表では単純比較が難しいところがあります。なお、近隣の紀北町、熊野市のみ参考に網掛けししております。合計の欄で、紀北町、熊野市と見比べてください、比較的、似通っていますが、紀北町は資産割が突出している状況が分かると思います。

次ページをご覧ください。平成30年度の県内市町の1人当たり平均金額の比較であります。先ほどの税率表は、令和元年度のものなんですけれども、まだ、こちらの県内1人当たりの金額は出ておりませんので、平成30年度の県内市町の1人当たり金額の比較表でございます。

尾鷲市の金額は、先ほど申し上げたとおり、7万5,978円で県内26位であります。ただご注意くださいのは、この平均金額は、単純に課税額を加入保険者数等で割った平均で、1人当たりどの程度、国保税、料を負担しているかの目安の平均金額であります。そういった平均値で、個々の所得などの状況などは加味されていない平均値で、そういう県内比較でありますので、加入者の課税対象所得などが大きいであろう、県内北勢部の金額が大きい傾向となっております。

説明は以上であります。ご協議の方、よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました、「国民健康保険税率の見直しについて」、何かご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

(委員)

具体的にどうなるのかというのが具体的に分らんのですけれども。応能を多くした場合とか、応益を多くした場合という試算が出るとるわね、これは、基本的には、応能と応益を5対5にしたいという考え方ですけれども、大きくした場合と、これは何対何の割合で計算した数字ですか？



(事務局：税務課)

何対何の割合で試算したのかということは、ちょっと今、バックヤードで調べんと分らんのですけれども、原則1対1を基本に、低所得者層を配慮するような形で応能割を増やすような試みもした事例として挙げさせてもらっています。

資料46ページをご覧ください。いろんな話がありまして、地方税法上の基準で1対1で、応能割応益割を1対1にするという基準が昔からありました。これに沿って、各市町とも、税率等を試算する際には、応能割応益割を1対1にするという案を採用しております。ただ、その地方税法の規定が数年前になくなりまして、ある程度市町の裁量でできる分がありましたので、仮に低所得者層を配慮した場合には、応能割を若干増やしたり、逆にみんなに負担してもらったら応益割を増やしたり、1対1のバランスを崩してもよいよというのは裁量として任せてもらいましたので、本市におきましては、消費税のこともありましたので、低所得者対策として、応能割の方を若干、1対1ではなしに、0.3増やすなり、0.2増やすなり、かなりのケースを試算して、モデルケースを作って庁内で揉みました。そうしたところ、この表のとおり、年間所得300万以下の階層が3,086世帯、93%ありまして、こういったこともありますので、バランスといいますか、非常に中間層、中間層とは言えないんですけれども、200万、300万の方の世帯の負担が急激に、何倍にもなるような形の現象が生じたので、本来であれば、ある程度配慮して、所得の少ない方をしたいということもあって試算をしたんですけれども、バランス的に話にならなくていうんですかね、あまりにも所得200万とか250万とかの世帯の割合(税の増加率)が2倍とか3倍になるような税率が出てきましたので、本市の特殊な、低所得者の方が比較的多いという階層が、本当は応能割を若干でも増やして緩和したかったんですけれども、できなかつた。

逆に、皆に広く薄く負担するということで、応益割を増やすという話もあったんですけれども、これについては、それをしてしまうと、所得の少ない方が非常に負担が多いということで、これまでの県内の事例でも、応能割応益割1対1厳守ということをしている市町もありますので、今回はそのような試算となりました。ちょっと資料の方の説明の方は、今具体的に何%でしたかというのはちょっと今調べないと分からないということで。

(事務局：税務課)

今回の、前提条件の中で、応能応益の割合を・・・。

(会長)

何ページを見ればよろしいでしょうか？

(事務局：税務課)

資料11ページをご覧ください。応能負担を大きくして計算した場合、次の12ページに負担割合を大きくした場合ということで載っておりますが、この場合、応能割を53%対(応益割を)47で。

18ページ、応益割を大きくした場合は、逆に47対53、3%ずつづらして試算してあります。

(委員)

結果として同じにするということですよ？本来からゆうたら、所得の低い人がたくさんおるわけですから、1人当たり、応益というのは決まった金額やね？応益を少なくすべ

きで、本来からゆうたら、応能は所得に応じてかけるわけやで、できるだけ、応益は減らす、下げるということの方が、所得の低い人を助けるということになると思うんですけども、5対5ということにした結果、23ページを見ると、応能と応益を、今は、応能と応益は50対50ですか？

(事務局：税務課)

今現在ですね、23年度当時はおそらく、税率改正したときは、応能応益を5対5、1対1にするような形で多分計算したと思うんですけども、改定を全然していない状況が続きまして、所得の大きい方の割合が少なくなりましたもので、応益割が若干増えて集まっているような傾向になってきております、今現在は。

(委員)

そやけど、5対5なんやね？

(事務局：税務課)

5対5で、制度設計というんですかね、税率をはじくときには、基本的に毎年はじけるようなところやったらよいんですけども、計算をするときに、応能応益が1対1になるような割合で、おそらく平成23年度当時もしたと思うんですけども、ただ、実際所得の多い方がだんだん少なくなってきましたと、応能割の集まるお金が少なくなるとことでバランスは多分崩れていると思います。応能割の割合が少なくなっている実情があると思います、集まるお金に関しては。

(委員)

金額もそうです、23ページは、所得が低い人の世帯の場合、年間増加額3,600円、増加率が17.56%ですよね、所得が中間くらいである世帯の場合、伸び率が、16.59%で、所得が低い人が大変やのに、その人の方が増加率が高いというのは、これはちょっと問題じゃないかと思うんです。これになるんですか、結局は、ようわからんのやけれども、いろいろ話して結果的に。

(事務局：税務課)

これちょっと、モデルケースということで、こういう形で示させていただいたんですけども、結局は個々のパターンによって違いますので、一番分かりやすいのは、47ページを見ていただいて、ケース①1人世帯で、介護の該当せん方で、33万以下の853世帯の階層の代表的な事例なんですけれども、これやと、1人、70歳、年金収入150万、年金所得30万の場合、7割軽減を受けてまして、この方の場合、1万6,800円が1万8,400円ということで、1,600円の負担増、伸び率は9.52%です。ケース②はそれより多い方ということですね。ただ、③、④になると、若干ズレてくるという形です。

本当に46ページの国保加入世帯の内訳のとおり、当初は低所得者層に配慮すべきやということで、何パターンかうちの方も1%ずらして、どんだけ配慮した方が、やっぱり消費税もあるもんでということもあったんですけども、5割軽減、7割軽減とか、軽減の話とか、いろんな絡みがあって、さらに、本市におきましては、300万円以下の階層が異常に多い、9割以上がその階層ですもんで、結局、200万300万の方の増加率がひどい数字になったということで、庁内でもいろいろ検討したんやけども、本来は配慮した

いところなんやけども、1対1でいくのが妥当やないんかということで、こういう結果になっております。

(委員)

問題は、金額的には低所得者1,600円って低そうに見えますけど、3,600円、1万5,000円と、問題は低所得者の方の所得に対する負担割合がどうかっていうのが一番大事で、これでいくと、負担割合は、増える割合というのはだいたい一緒くらいなんですか？

(事務局：税務課)

所得に置き換えてというと、そういう話にはなりませんもんで、ですもんで、低所得者層に配慮する形で、従前は1対1で原則やらなあかんということで、応能割応益割を1対1でやっと思ったのを、数年前にそれは市町の裁量でということがありましたので、試算をしたんですけども、おっしゃられていることはよく分かるんですけども、バランスが非常にという話になりましたもんで、それ以上には言えないという。

(委員)

市の苦しい立場はよく分かるんですけども、46ページの所得が0円から33万未満が一番多いんですけども、この方の、今度の値上げ、引き上げでいくと、その方も、1,600円負担せんならん、増えるということになりますか？所得がないのに、33万の人も、負担がこんだけ、こんだけ負担せんならん、増えるということで理解していいんでしょうか？

(事務局：税務課)

それになると、実際に数字を、モデルケースを用意することになると、千差万別というのはご理解していただきたいんです。ケース①は、0～33万円の中でいろんな方がおりますので、その方のバリエーションを全てこれに網羅しているわけではありませんもんで、具体的に、所得が0で、年金収入が少なく、所得にしたら0になる方はいくらになるのかというのはちょっと計算してみないと分からないということで、ちょっと待ってください。すみません、所得が、年金収入が、70歳で120万やと、所得が0になるわけなんですけれども、所得が0やと、0でも1,600円という数字です。ただ個々の事例によって、中の本当にモデルケースでありますので、それをするとこちらで再計算させていただくような形になっていきます。

(委員)

今日の資料の中に、本来からいったら、所得のもっと高い人は頭打ちになつとるわね、これは大問題で、今度いくらにするんですか？今日の資料くれとったね？最高限度額を？

(事務局：税務課)

限度額を上げる話ですよ？

(委員)

そうですね。これはすぐっていうことにはならんやろけど、高所得、国保は所得の低い方が多いわけやで、所得の多い方については、それ相応の保険料を払っていただくという

ことが非常に大事やと思うんですけれども。びっくりしたんですけれども、何千万という人は頭打ちやわね？法律でなっとるのかもしれないやけども。これ、やっぱり変えていくべきやないかな、これ、すぐの議論にはなりませんけれども。

(事務局：税務課)

ご存知のとおりやと思うんですけれども、上限額については、国保税については地方税法に準拠してやっております。賦課の上限額は、医療分、介護分、後期分、それぞれ地方税法でここまで以上はかけられないという基準が示されておまして、これは、色んな政策的な配慮や国保という性質、所得がいっぱいある人は、ようけ負担していただいた方がよいという簡単な話にはならんようなその制度設計、同じくらいの医者代を使わんとか、そこらがなんかあって、これは年々上がらんりょんですけれども、市町の方で賦課と徴収をする立場から言えば、所得の大きい方にご負担願えたら一番いいんですけれども、実際、地方税法等の決まりに沿ってやらなあかんてことになりますもんで、それに準拠しとるもんで、それを、もっともらえんのかといわれても出来ませんという答えしか出来かねる状況です。

(会長)

今の話は、25ページの所得が高い世帯の話というわけですね？

(事務局：税務課)

補足させてもらいますと、今、尾鷲市の3,296世帯、8月の、概数なんですけれども、上限が、医療分の、これ以上かけたらあかんというのが61万、これが33世帯、後期分が19万、40世帯、介護分が16万、これが28世帯、33、40、28という世帯が同じ世帯とは限らないんですけど、本当にわずかの方ということでご理解の方。

(会長)

ありがとうございました。他に何かご質問ございませんでしょうか？よろしいでしょうか？委員さん、他に、何か、よろしいですか？他の方ご意見はよろしいでしょうか？

それでしたら、前回も持ち越したんですけれども、8月30日に第1回目の協議会をもちました。今後3年間の国保財政の見通しを考えた時に不足額が発生するので、税率を見直すことでその不足分を補いたいとの説明を受けました。そして、本日、今日ですね、今回は、国民健康保険税の税率の見直しについて、具体的な税率案と、その税率に基づく、いくつかのモデル世帯の税額などについての説明がありました、どうでしょうか？今回、初めて具体的な税率や税額などが示されたわけなんですけれども、議論が尽きないところでございますが、時間の制約もございますので、次回までの継続審議とするか、それとも、今回この場で、この事務局案で決定するかどうかについての採決を取ってもよいかということをお諮りしたいと思います。それでは、皆様、挙手をお願いいたします。

それでは、次回までの継続審議とすることでよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。挙手1名でございます。

それでは、この場で、この事務局案で決定するかどうかについて採決を取ってもよいと思われる方、挙手をお願いいたします。

挙手多数でございます。

それでは、皆様のご意見により、今回この場で、この事務局案で決定するかどうかについて採決を取らせていただきたいと思います。今回示された事務局案で・・・。

(委員)

賛否を取るんですか？

(会長)

そうです。答申するための。

(委員)

その前に意見があるんですけれども。

(会長)

どうぞ。

(委員)

結局ですね、この保険料を決めるのは本来、見通し、県の見通しは、尾鷲市が見通したんさね、県の資料じゃないんですよ、これ、県の資料、直接県からもらっていないんですよ、ですから、この根拠というのは、大きな差がないかもわからんけれども、県の生の資料じゃないもんですから、あくまでも推測でやっとするわけやで、どこまで整合性があるのか、ちょっと問題があるんじゃないかと、今後値上げする場合はすべてこうなるんかな、県の資料無しでせんならんのかなという気がちょっとするんですけれども、その疑問と、できたばっかやもんで、国保の一番、我々の指針というのは、三重県の運営方針やわね、これに基づいて決めてくわけやけど、この指針によると、できたばっかやもんで、平成32年ということは、令和2年ですか、これには平成32年って書いとるんやけど、新制度について、適切に運営されているかどうか確認、見直しすると、こういうような文言があるんですよ、それと、まだ流動的やと思うんですよ、そういう点では、まだはっきりしていないと、で、そういう点で、ここの32年度（令和2年度）、適切かどうかを、我々が保険料決めるのではなく、県が決めるわけですから、こんだけやっていうことで、その時に見直すべきだという意見だけちょっと述べさせていただきます。

(事務局：市民サービス課)

まず、県の今後の見込みなんですけれども、これについてはこの制度が開始された折から、ずっと県の方に見込みを出していただきたいと何度も何度も掛け合いをさせていただいております。尾鷲市で見込む数字というのが、だいたい、尾鷲市の県全体に占める割合が1%程度なんです、負担割合というのが、今現状では、です、県全体の総数が出てこないと本当に読みにくいものであるのは間違いなくて、正直、この推計においても、合ってるかどうかというのはやってみないと分からない部分が多々あると思います。しかしながら、県から数字が出てこない以上、現状のまま放っておいたら、今の推移であれば、確実に、財政調整基金が底をつくだろうという部分があって、令和2年度以降の数字で推計を出していただければこちらもやりやすいんですけれども、それも定かじゃないということを見ると、今しか、今やらないとちょっと難しいだろうという、財政調整基金が枯渇するであろうという判断のもとに、今年度保険税の値上げを検討させていただいております。

それから、見直しのタイミングというのは、確かにいろいろ考える要素はあると思うんです。県がまず、県全体の市町に対して納付金を算定する、必要額が、給付費の総数です

ね、三重県全体の給付費の総数と、見込みと実際の支払った額の差異というのは令和2年度に精算が発生します。しかし、現状においては、その差はあまりないだろうと、あっても、尾鷲市に対して戻ってくるお金、追加で出すお金は、1%になるものですから、1%程度、今現状においてはですね、今後、例えば、尾鷲市の医療費がぐっと伸びたりすると、その数字が変わってくる可能性はあるんですけども、現状の数値においては1%程度なんですけれども、30年度の決算がまだ明確になっていないんですけども、その部分の差引額がどれくらい反映してくるか、それを見た後で、それから値上げを検討出来ればよかったですけれども、その部分については先ほど言った要因で、今年度は値上げができる最後のタイミングかな、これ以上待っていると、ほぼ財政調整基金が、来年度当初予算で相当に額が少なくなってくる、そうなった場合、来年度、令和2年度、現状のままですと、財政調整基金を取り崩して当初予算を編成して、ギリギリ残った数字で、精算が、もし、追加での精算が求められた場合、基金が足りない可能性が出てくるということで、来年度の値上げを検討したというところでございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。委員さん、また何かありましたらどうぞ。

そしたら、少し、採決に入る前に、自分もちょっと一言言わせていただきたいんですけども。私も実は、怪我をしまして3ヶ月ほど入院したんですよ、この間。その時に、手術もして入院ということで、請求書を見たら、111万という金額が表示されて。国保のおかげで、申請しますね、高額医療の、それで支払ったのが8万8千くらいですんだんです。本当に、私、その時思いました、国保、かけとってよかった、国保に縁があるんでこうやってしていただけたなと思って、本当にありがたかったんですけども。やっぱり国民健康保険事業、大変厳しい財政状況であるということで、入院患者、高齢者がいっぱいおりまして、私を含め、そういうことを思うと、国保の運営をしっかりとやっていただかんなんということ、今、個人的な意見ですけども、国保の税率の見直しは必要不可欠であるなとすごく感じました。これは、まったく、私1人の個人の意見ではございますが。

そういうことも含めまして、先ほどの値上げも、例えば、45ページの増額、1人当たり9,367円、これ、10回で払うんですよ？そうすると、1回分が936円ですか？10回と考えるとよろしいんですか？

(事務局：税務課)

45ページの表なんですけれども、これはあくまでも、税額を国保の加入者数で割った平均の負担金額でありますので、これが年額ベースです、年額7万5,728円が8万5,095円になって、国保は12回納期ですので、ただ、年金特徴の方は、12回納期ではありませんので、年額ということ。

(会長)

10回ですね、10回で払ってますね。

(事務局：税務課)

10回です、あと年金の方もみえますので。ただ平均ということ。

(会長)

そういうふうな考え方もできるかなと思って。確かに、消費税10%に上がったところで、大変厳しいなとは思いますが、必要不可欠ではないかと思うんですけども、どうでしょうか？委員さん、まだご意見？

(委員)

いろいろ人によって違うと、違うんやけど、結局、市民に聞かれたら、新聞報道もそうかもわからんけれども、尾鷲市は今度何%上げるんですかと聞かれたら、それはどの数字になりますか？

(事務局：税務課)

実際申し上げたとおり、個々の事例によって、上がり幅が様々やと予測されます。ただだけ上がったかと言われたら、45ページの平均でお話しをしていただくくらいしか、税務課としては、ただだけ上がったかと言われたら、1人当たり、12.37%、9,367円負担が増えますよという言い方が一番平均の話で、伸び率の話でこれしかないかなと。ただ、人によっては違うというご理解でお願いしたい。

(会長)

よろしいでしょうか？それでは、戻らせていただいて結構でしょうか？

それでは、今回示された事務局案で決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。今の事務局案でよろしいでしょうか？挙手多数でございます。

それでは、賛成多数でありますので、今回示された事務局案をもって、運営協議会の答申とさせていただきますと思います。委員の皆さまには、ご理解とご協力をありがとうございます。

(委員)

これね、聞きたいんやけどね、これで一応答申されて、あと、どこで決定するんだな？

(事務局：市民サービス課)

答申をいただいた後、それを市長が受けまして、市長が決定します。その後、議会にお諮りして、条例改正案というのを議会にお諮りして。

(委員)

前は、8月30日やったね、確か、9月13日やったか、市議会で報告されとったね、そのへんはどんなかなと思って、ちょっと不思議に思ったんやけどさ。

(事務局：市民サービス課)

9月定例会の折、行政常任委員会でご説明させていただいたのは、内容としては、前回の国保運営協議会でお話させていただいた内容と同一のものでございます。

(大門委員)

報道として、一応決まったような書き方をしてあったもので、自分らの立場はどんな立場でおるのかなと思って。

(事務局：市民サービス課)

そこまで確定した報道であったかどうかは存じ上げないが。

(委員)

一度見ておいてくれや、9月13日付や。

(事務局：市民サービス課)

決定というのは、その場では一切行っておりません。現状の報告、それから、こういう形で運営協議会にお話をさせていただいておりますという内容を説明させていただきました。

(委員)

はい、分かりました。

(会長)

ご理解ください。他に何か、委員の皆さん、言い忘れたこととかございませんか？よろしいでしょうか？

そしたら、事務局の方から何かございましたらどうぞ。

(事務局：税務課)

税務課の方から追加がありますので。追加資料についてご説明させていただきます。追加資料の方をご覧ください。

国民健康保険税の賦課（課税）限度額の引き上げにつきましては、平成31年度税制改正大綱において、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の基準を見直すことが示されましたので、平成31年2月14日に開催された平成30年度第4回国保運営協議会において、低所得者に係る軽減判定所得の基準の見直しについては平成31年度（令和元年度）から改正し、限度額の引き上げにつきましては、負担増を伴う世帯があることから、市民のみなさま等への周知期間等を考慮し、令和元年度からの見直しについては見送らせていただくことを説明させていただきました。

今回、周知する期間も充分とれることから、1年遅れとなりますが、令和2年度より改正しようとするものです。

それでは、国民健康保険税の課税限度額の見直しについて、資料をご覧ください。

国民健康保険税の税額は、世帯ごとの国保に加入している人の所得や固定資産税、国民健康保険の加入者数から計算されますが、課税額には上限があり、表の金額を超えた場合は、切り捨てられます。その合計額について、医療分の課税の限度額を、改正前の58万円から改正後の61万円に引き上げるものです。後期高齢者支援金分、介護分の税額の限度額は現行のままであります。

また、今回の国民健康保険税率の見直しにつきましては、医療分の必要額はこの改正を加味し計算しております。

今年度の課税状況であれば負担が増える世帯は36世帯で、約100万円の影響額となる見込みであります。以上でございます。

(会長)

それでは、事務局の方、市民サービス課長、何かございますでしょうか？



(事務局：市民サービス課)

10月20日なんですけれども、尾鷲市では、福祉保健センターで、健康ハッピーデーを開催いたします。委員の皆さまの中にも、ご協力いただいている方、たくさんおられて、いつもどうもありがとうございます。それで、今年度なんですけれども、国民健康保険として特定健診の受診勧奨を行いたいということで、啓発物品などをお配りしたいと考えております。もし、お時間がありましたらご協力いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

(会長)

委員の皆さん、お手伝いいただきたいと思います。

それでは、ご意見何かよろしいでしょうか？今日、昼間にお会いした方に言われたんですけれども、国保税がこういうふうになるということは、やはり医療費の削減というんですか、健診とかそういうのに力を入れて市の方も、少しでも医療費がかからないように、皆さん早期発見で早く医療が受けられるようにした方がよいと。確かにそういうことを条件に、国保税の値上げは仕方ないかなというご意見をお昼にいただいた方もみえましたので、一言言わせていただきます。

それでは、これもちまして、令和元年度第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。本日は長時間にわたりましてご審議をいただきました、ありがとうございます。それで本当に、雨も降っておりますのでお気をつけてお帰り下さい。本日は誠にありがとうございました。